

令和6年度 第4回

上島町農業委員会
議 事 録

令和6年7月12日

開	会	令和6年7月12日 13時25分		
閉	会	令和6年7月12日 14時06分		
開	催 場 所	上島町岩城総合庁舎 2階 大ホール		
現 地 見回り	日 時	① 7/8 10:00	② 7/8 10:00	
	農業委員 推進委員	① 平岡 修 委員	② 平岡 修 委員	
	事 務 局	① ②田名後高広		
出 席 委 員		古本 貢 委員	小西 佳子 委員	村上 穂 委員
		西原 邦彦 委員	砂川 正治 委員	仲平 まゆみ 委員
		田中 一富 委員	竹川 修 委員	村上 啓祥 委員
		岡辺 恒一 委員	平岡 修 委員	濱本 等 委員
		児玉 昭一 委員	森本 隆人 委員	青木 俊樹 委員
欠 席 委 員				
職務のため出席した者の氏名		松浦 孝志	田名後 高広	村上 晃子
議 事 録 署 名 人		小西 佳子 委員	竹川 修 委員	
議 事 の 概 要		日程第1	会議録署名委員の指名について	
		第1号議案	農地法第3条許可申請について(弓削)	
		第2号議案	農地法第3条許可申請について(弓削)	
		その他	前回の総会審議案件の処理状況について 他	

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
(開会)	事務局長	定刻より少し早いですが、ただ今より、令和6年度第4回上島町農業委員会総会を開会致します。
		本日の出席委員数は、全員の参加です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。
		それでは、はじめに古本会長より招集の挨拶をお願いします。
会長挨拶	会 長	(開会挨拶)
	事務局長	これより上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。
日程第1	議 長	それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。小西委員、竹川委員、よろしくお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第1号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合。となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第1号議案の説明は以上です。
	議 長	それでは、現地確認をされました、平岡委員の説明を求めます。
	平岡委員	7月8日、事務局と一緒に農地法第3条の規定に係る申請で現地確認に行ってまいりました。申請地、上弓削 1271 番、566 番、570 番については、山林化しており、重機等の投入も困難なところありますので、耕作はできないと思われます。また、上弓削 1347 番については、現状写真 20 ページのとおり、雑草丈が1メートルくらいのため、早めに手入れをすれば、耕作可能と考えられます。また、上弓削 516 番については、現状写真 16 ページのとおり耕作中でありますので問題ないと思います。以上です。
審 議	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	森本委員	これで、竹林で荒れているところがありますよね。権利を移転するために何らかの処置がないと、この申請は許可できない。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	小西委員	これもし申請するんだったら、非農地証明を先にして、それから申請するんだったらいいけど、山林でというのはちょっと難しいかと思います。
	森本委員	本人が重機を入れて山林を作るというのならいいけど、申請書に畑とか野菜とかと書いているので、この現況に合わさないといけない。これをどう問題を解決するか。本人の申し立てがないともう一回取らないといけない。
	事務局	山林化しているところについては畑として認められないので、非農地証明を先にしてということですか。
	森本委員	ここの 3 条許可の申請で、申請地をすべて効率的に耕作することになっている。
	事務局	分かりました。譲受人の方と協議して、山林化したところは、非農地扱いにして、あとの 2 筆を 3 条申請という形で出してもらいます。
	森本委員	そのほうが、一番手っ取り早いと思います。
	砂川委員	非農地証明というのは、前の持ち主の人が申請せんといかん。大体は。
	事務局	そうですね。譲渡人に連絡してみます。
	議 長	他にご意見はございませんか。
		譲渡人の方に連絡して、確認して、それから再度申請するということでしょうか。
		そういうことでよろしくをお願いします。
第2号議案	議 長	それでは2号議案に移らせていただきます。第2号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合。となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第2号議案の説明は以上です。
	議 長	それでは、現地確認をされました、平岡委員の説明を求めます。
	平岡委員	7月8日、事務局と同行して農地法第3条の規定に係る申請で現地確認に行ってまいりました。申請地は譲受人の自宅前の町道を挟んで向かいの農地であります。現状は11ページの写真のとおり、納屋と約1メートル丈の

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		雑草が繁ている状態でありました。耕作にあたっては手を入れれば可能と 思われます。以上です。
審 議	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	小西委員	この譲受人は職業が自営業となっております。常に従事してまして、150 日農業に従事できますでしょうか。時間として。前に私が娘の名義にしたい と申請したときに、娘も勤めていますので、150日従事できないと、それは無 理だからと言われたんですけど、これも同じような形になるんじゃないかなと 思うんですが。
	事務局	申請者につきましては、一人で従事するとなっているんですが、親戚の方 が手伝いに来てくれるということなので、日数もクリア可能で畑としても維持 できるんじゃないかと考えているんですけども。
	小西委員	ということは、申請書に申請者とその他にと書けばいいけれど、一人となっ ていますけど。それを書けたらと思うんですけど。農業に従事する者を1名 ということを複数にすればいいし、申請者の名義を、例えば奥さん名義にす るとかすれば許可を受けれるかなと思います。まあ、方法ですけど。本人だ ったら難しいかなと思います。
	議 長	本人も若いんですけど、仕事いうのは内容が分からないんですけど。
	小西委員	常にされてます。
	児玉委員	ちょっといいですか。自営業の仕事行くにしても、毎日仕事に行く前に農 業に従事すれば、日数はちょっとただけでも一応認められるんでしょ。
	小西委員	150日と書いてありますけど、それを時間割したらできますか。
	児玉委員	150日分の8時間ということを証明しないといけないということですか。1日 1時間ではダメなんですか。
	小西委員	1日1時間行くんだと、だれでも行くでしょう。
	児玉委員	誰でもできるし、それでいいんじゃないかと。短時間ではいけない。8時間必 要なんですか。
	小西委員	時間基準があるんです。
	児玉委員	それとまあ、1日8時間も必要ないんじゃないかと。4時間程度でいいんじ ゃないかと思うんですけど。
	小西委員	例えば、5時間としますでしょ、それが毎日、毎日、365日・・・
	児玉委員	150日でしたら、毎日365日、まあ、300日ぐらいを3時間とかやれば、150 日の6時間になりますよね。毎日仕事しようというのも酷な話だけども、本人 がするという意思表示をしたら、それで足りるという気がしますけどね。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	森本委員	時間単価を出したらいい。ここ、3 ページの下、(3)何人とも入ってない。
	議 長	まあ、基準がそうになっていますから。
	児玉委員	本人がどう説明するかでしょうね。自営の仕事はどれくらいの時間で仕事しているかというのは、一般的なサラリーマンと違うでしょう。週 3 日しか勤めないとしたら、それは想像ですけど。そういう可能性だってあるでしょう。
	森本委員	これ、自分でしているでしょう。自営業だから。多分毎日動いているはず。
	議 長	現実的に言うと 150 日なかっても畑は作れますよね。本当は。
	児玉委員	やり方次第ですよ。
	森本委員	一番通しやすいのは、この 3 ページの下の(3)、この人を増やせばいい。もし許可を受けようとするんなら。一番簡単なのは。奥さんでも誰でもいい。
	議 長	皆さん、どうですかね。これは再度差し替えて申請してもらって。
	森本委員	一応本人に説明はしてから、ちゃんと書類を直さして。
	議 長	実際は作れるんでしょうけれども、書類がきちんとしてないと、通りませんので、再度申請してもらいましょうか。
		ということで、再度申請ということにいたします。
(閉 会)	議 長	それでは、以上をもちまして令和 6 年度第4回農業委員会を終了いたします。
		議事録署名人
		議事録署名人
		議事録署名人